

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局 老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

科学的介護情報システム（LIFE）における

過去の記録の上書きについて

計3枚（本紙を除く）

Vol.1 0 7 7

令和4年5月17日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3965)
FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡
令和4年5月17日

各 都道府県介護保険主管課（室） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

科学的介護情報システム（LIFE）における過去の記録の上書きについて

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

今般、科学的介護情報システム（LIFE）に登録されているデータについて、一部の事業所において、過去の記録が上書きされるおそれがあることが確認されました。

つきましては、確認されている事象等について、下記のとおりお知らせいたしますので、内容についてご了知いただくとともに、管内市町村、介護サービス事業所及び関係団体等への周知をお願いいたします。

記

1. 確認されている事象

一部の事業所において、利用者の様式情報を登録する際に、当該利用者の過去の様式情報が上書きされているおそれがあることを確認しました。事業所におかれましては、LIFE ホームページの「操作マニュアル等」に掲載している「操作説明書（本編）」のP119を参考に、過去の入力内容が正しくLIFEに反映されているかの御確認をお願いいたします。

なお、確認に当たっては、全ての利用者について確認を行う必要はなく、同一の様式を複数回登録した数名の利用者を確認することで、上書きの有無を確認することができます（※）。

過去の入力内容が正しくLIFEに反映されていた場合には、以下の2. 及び3. を確認する必要はありません。

※ 例えば、科学的介護推進体制加算の様式を4月及び10月に登録した数名の利用者について、LIFE上で、4月及び10月の記録が確認できれば、過去の入力内容が正しくLIFEに反映されていると判断できます。10月の記録しか確認できない場合には、上書きされていると判断できます。

2. 過去の記録が上書きされていた場合に想定される事象

過去の記録が上書きされていた場合、以下の事象が発生することが想定されます。

- ① 現在実装されている令和4年度 ADL 維持等加算算定ツールにおいては、「様式情報管理」の「ADL 維持等加算」の様式からデータを引用する仕様となっています。そのため、過去の記録が上書きされている場合には、過去の記録を引用することができず、直近に取り込んだ記録のみが引用されるため、ADL 利得の計算ができません。本事象に係る対応については、「科学的介護情報システム（LIFE）の令和4年度 ADL 維持等加算算定ツールの不具合について」（令和4年4月21日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）を御確認ください。
- ② 今後実装するフィードバック機能においては、直近と6月前の記録が揃っている利用者を対象として、集計を行います。そのため、過去の記録が上書きされている場合には、6月前の記録を引用することができず、自施設の集計結果の欄が空欄となりますので、ご了承ください。

3. 過去の記録が上書きされていた場合の対応について

別添のとおり、LIFE では各様式について、サービス種類、保険者番号及び被保険者番号が同一の人物に対して、同一の外部システム管理番号が付与された様式が送信された際に、過去の記録が上書きされます。そのため、同一の外部システム管理番号が付与された様式が送信された場合には、過去の記録が上書きされ、復元することができません。

介護ソフトの販売業者におかれましては、LIFE と介護ソフト間における CSV 連携に当たっては、登録する帳票ごとに、異なる外部システム管理番号を付与するようお願いいたします。

事業所におかれましては、介護ソフトにおける対応が行われるまでの間についても、引き続きこれまでどおり様式の送信をお願いします。なお、過去分に遡って入力をやり直す必要はありません。

また、LIFE と介護ソフト間における CSV 連携を活用せず、LIFE の画面から直接様式を入力し、登録を行った場合であっても、既に登録した様式を「修正」ボタンを押下して登録した場合には、修正前の様式は上書きされ、復元することができません。今後の入力に当たっては、「新規登録」又は「コピー」を押下してから入力するをお願いします。なお、過去分に遡って入力をやり直す必要はありません。なお、過去の記録が上書きされていたこと等により、LIFE へのデータ提出が困難であった場合については、「令和3年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 3）（令和3年3月26日）」問16における「システムトラブル等により提出ができなかった場合」に該当し、LIFE の関係加算を算定することは可能であることを申し添えます。

外部システム管理番号に係るデータの上書きについて

- 同一の外部システム管理番号が付与された様式の送信は、過去に登録した様式を修正する際に利用することを想定したものであり、同一の外部システム管理番号が付与された様式を送信すると過去の記録が上書きされます。
- そのため、直近と6か月前で同一の外部システム管理番号が付与された様式が送信されていた場合には、今後実装されるフィードバックにおいて、6か月前のデータが存在しないため、フィードバック票上の自施設の集計結果の欄が空欄となりますので、ご了承ください。
- LIFEと介護ソフト間におけるCSV連携に当たっては、登録する帳票ごとに、異なる外部システム管理番号を付与するようお願いいたします。

上書きされる場合とされない場合

様式種別	確定日	サービス種類	保険者番号	被保険者番号	外部システム管理番号	
科学的介護推進体制加算	2021/4/1	介護老人福祉施設	001	001	0001	元ファイル
科学的介護推進体制加算	2021/10/1	介護老人福祉施設	001	001	0001	上書きされる ※元ファイルは削除される
科学的介護推進体制加算	2021/4/2	介護老人保健施設	001	001	0001	違うサービスなので上書きされない
科学的介護推進体制加算	2021/4/3	介護老人福祉施設	002	001	0001	別人物なので上書きされない
科学的介護推進体制加算	2021/4/4	介護老人福祉施設	001	002	0001	別人物なので上書きされない
個別機能訓練加算(Ⅱ)	2021/4/5	介護老人福祉施設	001	001	0001	違う様式なので上書きされない